

仙台市スポーツ賞顕彰基準の改正について

1. 仙台市スポーツ賞顕彰基準改正の概要

スポーツ栄光賞の国内大会に係る顕彰基準を改正するもの。

現行の基準では国体種目のみが対象となっているため、日本スポーツ協会中央競技団体及び日本オリンピック委員会正加盟団体競技種目を顕彰基準に追加するもの。

また、ジャパンパラリンピックのみが対象となっている障がい者スポーツについては、日本障がい者スポーツ協会または日本パラリンピック委員会加盟団体が主催する大会を栄光賞の顕彰基準に追加するもの。

2. 顕彰基準の改正により栄光賞の対象となる種目・大会

(1) 日本スポーツ協会中央競技団体及び日本オリンピック委員会正加盟団体競技種目を追加することにより対象となる種目

近代五種	ダンススポーツ	スポーツチャンバラ
バイアスロン	チアリーディング	ビリヤード※
カーリング	ペタンク・ブール	スカッシュ※
ボブスレー・リュージュ・スケルトン	日本拳法	ボディビル・フィットネス※
少林寺拳法	ドッジボール	サーフィン※
銃剣道	オリエンテーリング	スケートボード※
バウンドテニス	エアロビック	テコンドー※

(現行の基準上は、奨励賞の対象まで(栄光賞、優秀賞の対象とはならない。))

※日本オリンピック委員会正加盟団体競技種目を追加することにより対象となる種目

(2) 日本障がい者スポーツ協会または日本パラリンピック委員会加盟団体が主催する大会を追加することにより対象となる大会

ジャパンパラ競技大会
天皇杯争奪日本車椅子バスケットボール選手権大会
文部科学大臣杯争奪日本車椅子ツインバスケットボール選手権大会
全国身体障害者スキー大会
大分国際車いすマラソン大会
全国車いす駅伝競走大会
国際盲人マラソンかすみがうら大会

(現行の基準上は、奨励賞の対象まで(栄光賞、優秀賞の対象とはならない。))

3. 仙台市スポーツ賞事務取扱要領の改正時期

令和3年4月1日付改正とし、令和3年仙台スポーツ賞から運用を開始する。